

第13号議案

平成27年度一宮市学校教育方針について

平成27年度一宮市学校教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成27年度一宮市学校教育方針を定めるため、本案を提出します。

平成 27 年度

一宮市学校教育方針

一宮市教育委員会

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化するなか、これから時代を担う子どもたちは、自他を大切にし、主体的にたくましく生きる力を育むことが求められている。

一方で、学ぶ意欲の低下、基礎的な学力の不足などの「学力問題」や、規範意識の低下、いじめ、不登校、非行・問題行動、虐待などの「こころの問題」、体力の低下傾向など「からだの問題」が大きな課題となっている。一宮市では、このような課題に対し、『学校教育推進会議』で学校教育のあり方について内外の意見をもとに幅広く論議をし、教育活動を進めてきた。また、学校・家庭・地域が連携し、さらに小学校と中学校が連携して、子どもたちの確かな学びと育ちの実現をめざし、「地域に開かれ、家庭・地域に支えられる学校づくり」を目的として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進してきた。

義務教育の目的は、一人一人の人格形成と、国家・社会の形成者の育成である。そのために、学校においては、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲等の「確かな学力」の育成、自律心やまわりへの思いやり、感動する心などの「豊かな心」の育成、たくましく生きるための健康で体力のある「健やかだからだ」の育成、国際化、高度情報化する社会に対応できる「未来に生きる力」の育成を進め、保護者・地域から「信頼される学校」をめざして、『学校力』の強化に努めることが求められている。併せて、教員一人一人が、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間性などの『教師力』を高めることが不可欠である。

このような状況のなか、明日の一宮市を担う子どもたちの育成に向けて、愛知県教育委員会の『基本理念』、一宮市学校教育推進プランをもとに、平成27年度一宮市学校教育基本方針を次のように定める。

### 重 点 目 標

- 1 いのちを尊び、こころやからだを鍛え、こころ豊かでたくましく生きる力をもち、自ら学び、深く考え、社会の発展に尽くす『未来を拓く子ども』の育成に努める。
- 2 教職員は、その使命と責任を自覚し、常に研修に励み、指導力と資質の向上に努める。
- 3 児童生徒の健全育成のため、開かれた学校運営に一層努め、学校・家庭・地域の連携を深める。

## 経営方針

各学校においては、教育方針の趣旨を十分理解し、校長の指導のもとに教職員が協力して、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかだからだの育成」、「未来に生きる力の育成」と、特色があり魅力に富む「信頼される学校づくり」をめざす。

### 1 確かな学力の育成をめざして

#### (1) 学習指導要領への対応

学習指導要領に対応した指導資料の整備充実を行う。

#### (2) 学習指導の充実

よくわかる授業を進め、学習意欲の向上を図り、基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。学んだことを活用したり、新たな課題を探究したりする学習活動を通して思考力・判断力・表現力の育成に努める。

#### (3) 授業力の向上

校内現職教育を計画的に行い、教員としての資質の向上と専門性の確立に努める。

また、積極的に授業公開を行うとともに、授業法研究会等の充実を図る。

#### (4) 特別支援教育の充実

障害の種類や程度に応じた個別指導の充実を図るために、特別支援学級や通級指導教室の設置を推進する。また、自閉症スペクトラム障害、LD、ADHDなど発達障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導・支援をするために、研修会を開催して教師の指導力を向上させる。

### 2 豊かな心の育成をめざして

#### (1) 豊かな人間関係の構築

① 学校・学年・学級経営を充実させ、教師と児童生徒及び児童生徒相互の円滑な人間関係を育む。

② 小中連携、地域との連携のなかで、地域や家庭と学校の協働した活動を進め、豊かな人間関係を育む。

#### (2) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、教育活動全体を通して、道徳性の向上を図る。

#### (3) 生徒指導の充実

家庭や地域及び関係機関との連携を密にし、児童生徒の健全育成を図る。また、児童生徒にとって、学校が自己の存在感や成就感を実感できる「心の居場所」となるように努める。

いじめ、不登校、非行・問題行動、虐待などの問題に対しては、教育相談体制の充実を図り、未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、解決に向けて、家庭や地域及び関係機関との連携を深める。

(4) 障害のある児童生徒の理解推進

障害についての理解を進め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を深める。

(5) 人権教育の充実

人権について正しく理解し、人権尊重の精神を生活の中で具体的に生かす態度の育成に努める。

(6) 読書活動の充実

「子ども読書のまち宣言」を受けて、読書を通して、豊かな感性や情操・表現力・創造力、そして、思いやりの心などを育み、本好きな児童生徒を育てる。

(7) 情操教育の充実

体験活動や異学年交流、表現及び鑑賞活動などを通して、豊かな情操を培うとともに、自己肯定感を高め、思いやりの心や感動する心などの育成に努める。

(8) 福祉教育の充実

社会福祉に関する体験的な活動を推進し、社会福祉への理解と関心を高め、共生の精神を養う。

### 3 健やかなからだの育成をめざして

(1) 体力の向上と健康教育の充実

運動の楽しさを体験させ、体力の向上を図るとともに、望ましい生活習慣の定着を図り、児童生徒が生涯を通じて、運動に親しみ、健康で安全な生活を送るための基礎を培う。

(2) 食育の推進

望ましい食習慣や食事のとり方、食生活のマナーを身につけさせるとともに、正しい知識・情報に基づき、栄養や食の安全性について自ら考えようとする態度を養うなど、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るための基礎を培う。

(3) 安全教育の充実

生活・交通・災害安全に対する意識を高めるとともに、危機対応能力の基礎を培う。

## 4 未来に生きる力の育成をめざして

### (1) 国際理解教育の充実

一宮市と日本の歴史の理解を深め、文化と伝統を尊重する態度を養う。さらに、諸外国の文化に対する理解を深め、国際社会を生き抜く日本人としての自覚と責任感を育む。

### (2) 英語教育の充実

小学校から、系統的・計画的に英語教育を実施し、国際理解を深めるとともに、英語による実践的なコミュニケーション能力を育成する。さらに、小中学校が連携して小中一貫教育を意識した英語教育を推進する。

### (3) 情報教育の充実

児童生徒に、情報モラルを身につけさせ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用させる。必要な情報を主体的に収集・処理・発信するなどの情報活用能力を育成する。

### (4) 環境教育の充実

人間の活動と自然環境との関わりや環境に対する責任と役割について理解させ、よりよい環境づくりや環境保全に主体的に取り組む態度や能力の育成に努める。

### (5) キャリア教育の充実

健全な職業観・勤労観を育み、自己の生き方を考えさせ、主体的に進路を選択・決定できる能力を育てる。

### (6) E S D (持続可能な開発のための教育) の推進

身の回りで起きているさまざまな課題を地球的視野で考え、身近なところからその解決に取り組ませ、持続可能な社会づくりの担い手となる教育を進める。

## 5 信頼される学校づくりをめざして

### (1) 教師力の向上

一宮市教育センターを核にして、研修の充実を図り、教育の専門家としての指導力の向上に努める。また、教師としての意欲を高め、使命と責任を自覚して情熱をもって教育活動を実践し、信頼される教師を育成する。

### (2) 開かれた学校づくりの推進

① 学校での教育活動の状況を公開し、家庭・地域社会に積極的に情報発信する。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、地域の住民や保護者などの学校運営への参画を進めるとともに、小中学校が連携を深め、信頼される学校づくりに努める。

(2) 小中一貫教育の推進

義務教育9年間に、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある学習指導・生徒指導を行うとともに、児童生徒・教職員が連携・交流を深めることにより、小中学校が協同して系統的に教育活動を行う。

(3) 特色ある学校づくりの推進

各学校では、地域の実情や児童生徒の実態に合わせて、創意工夫をこらした特色ある教育活動を展開する。

(4) 安全管理体制の確立

児童生徒にとって安全な学校づくりのために施設・設備の安全管理体制の確立を図る。また、大規模地震などの非常時の指導体制の充実、防災体制づくりに万全を期する。

(5) 教育支援の充実

本人・保護者の意見を尊重し、必要な支援等について合意形成を行いながら、一人一人の特性に応じた適正就学を図る。

(6) 個人情報の適切な管理

学校における個人情報の適切な取扱いについての理解を深め、個人情報保護に向けて適切な対応の徹底を図る。また、教育ネットワークの情報セキュリティポリシーに基づいて、情報セキュリティ対策を進める。

(7) 異校種間の連携の推進

小学校と中学校の連携を強化するとともに、幼稚園、保育園、高等学校、特別支援学校などとの連携・交流を進め、健全な児童生徒の育成に努める。

# 事 業 計 画

## — 重点目標の実現をめざして —

### 1 確かな学力の育成をめざして

#### (1) 学習指導要領への対応

##### ① 指導資料の整備

- ア 指導展開例の作成
- イ 評価テストの作成

#### (2) 学習指導の充実

##### ① 学習指導法の充実

ア 授業法・実技講習会を開催し、授業力向上を図る。また、「138まなびリンク」の充実・整備を図り、活用を促進する。

##### ② 言語力の向上、表現力やコミュニケーション能力の育成

ア 国語力向上研究委員会の充実

イ 各教科における言語活動の充実

ア 各教科において、新聞活用学習や学校図書館の活用の充実を図る。

ウ ディベート学習の推進を図る。

イ 中学生ディベート大会の開催

ア 小学校教員ディベート研修の充実

##### ③ I C T機器の有効的な活用の推進

##### ④ 評価法の実践的研究の充実

ア 各教科において、児童生徒の学力を適切に測る評価問題の実践的研究を行う。

##### ⑤ きめ細かな指導実現のための事業

ア 少人数指導教員・非常勤講師配置 (平成27年度) 県教委配置

イ 一宮市少人数指導等非常勤講師配置事業

ア 児童生徒の学力や生活の向上のために市非常勤講師を配置する。

ウ 少人数学級編制

ア 小学校1年生・2年生、中学校1年生で35人以下による学級編制を実施する。

##### ⑥ 副教材作成事業

ア 小学校3・4年生地域教材用ビデオソフトの作成

イ 中学校社会科副読本「のびゆく一宮」改訂

##### ⑦ 校外学習推進事業

ア プラネタリウムを利用した理科学習(小学校4年生)

イ 博物館を利用した社会科学習(小学校3年生)

##### ⑧ 学習チューター配置事業 全小中学校

ア 教員をめざす大学生等を活用し、授業などで教師の補助を行う。

##### ⑨ 理科支援員等配置事業

### (3) 授業力の向上

- ① 校内での授業法研究の推進
- ② 学校訪問における指定授業の公開
- ③ 教育委員会が主催する各種主任者会や現職教育講演会等での研修
- ④ 一宮市教育センターが開催する各種研修会等での研修
- ⑤ 教育研究会が主催する各種研究の推進
- ⑥ 研究委嘱校などを中心とする研究発表会での研修
- ⑦ 県総合教育センターが開催する講座での研修
- ⑧ 学習指導法研修会の開催
- ⑨ 評価研究委員会の開催
- ⑩ 教師力向上のための事業の実施

(ステップアップ研修事業、訪問研修アドバイザー配置事業等)

### (4) 特別支援教育の充実

- ① 障害に応じた教育の推進
  - ア 特別支援学級における指導の充実
  - イ 通級による指導の充実
  - ウ 言語訓練事業の推進

(7) 言語訓練が必要な児童に対して、言語聴覚士による言語訓練を行う。
- ② 特別支援三大行事の開催
  - ア 宿泊学習の実施<旭高原少年自然の家>
  - イ 手をつなぐ子らの運動会の開催<一宮市総合体育館>
  - ウ 手をつなぐ子らの教育展の開催<一宮スポーツ文化センター>
- ③ 発達障害のある児童生徒への対応の充実
  - ア 特別支援教育連携協議会の開催
  - (7) 教育、福祉、医療など関係機関が連携を図り、一宮市の特別支援教育のあり方を協議する。
  - イ 特別支援教育推進事業
    - (7) 特別支援教育推進委員会の設置
      - ・研修会の開催
      - ・広報活動の推進
      - ・コーディネーターの力量向上
    - (1) 巡回相談員(精神科医など)の派遣
    - (1) 特別支援協力員の配置
    - (1) 一宮市教育センターの教育アドバイザーによる相談活動

## 2 豊かな心の育成をめざして

### (1) 道徳教育の充実

- ① 道徳の時間の充実
  - ア 基本的な指導過程にそった実践
  - イ 「私たちの道徳」の活用の推進

- ② 豊かな心を育てる活動推進事業 全小中学校
- ア 体験活動の推進
- (イ) 「人権週間」などと連動した活動を実施する。
- (ウ) 健全育成に向けた活動、自然体験活動や環境美化活動を実施する。
- (2) 生徒指導の充実
- ① 豊かな人間関係の構築 中学校1年生
- ア 学級生活調査（Q-U）の実施
- (イ) Q-Uの結果をもとに、生徒が安心して生活することができる学級集団づくりのための手立てを研究し、学級経営に生かしていく。
- (ウ) Q-U研究委員会で、活用法を研究し、情報の提供や研修進める。
- ② 教育相談活動の充実 全中学校、小学校(拠点校)
- ア 県スクールカウンセラーの配置
- イ 一宮市スクールカウンセラー配置事業
- (イ) 臨床心理士が学校を訪問し、児童生徒・保護者との教育相談及び教員や心の教室相談員などに指導・助言をする。
- ウ 心の教室相談員の配置 全中学校
- (イ) 生徒が悩みなどを気軽に話せるよう、心の教室相談員を配置する。
- エ 一宮市教育センターにおける教育相談
- (イ) 発達障害について相談活動を行う。
- オ サンフレンズ(相談員)の配置
- (イ) 教育支援センターにサンフレンズ(相談員)を配置する。
- ③ いじめ対策推進事業
- ア いじめ対策協議会の開催
- (イ) 一宮市のいじめ対策について協議し、具体的な提言を行う。
- イ いじめ事例検討会の開催
- (イ) いじめ解決に難渋する事例を検討し、学校への支援を行う。
- ウ いじめ対策推進委員会の開催
- (イ) いじめ問題に関する調査・研究などを行い、教員の指導力や学校の組織的対応力を高め、いじめの早期発見・早期対応と解決を図る。
- ④ 不登校対策推進事業
- ア 不登校対策協議会の開催
- (イ) 一宮市の不登校対策について協議し、具体的な提言を行う。
- イ 不登校対策推進委員会の開催
- (イ) 不登校問題に関する調査・研究などを行い、教員の指導力や学校の組織的対応力を高め、不登校児童生徒への早期対応と解決を図る。
- ウ 教育支援センターの運営
- ・サンシャイン138南、サンシャイン138北、ふれあい教室、ほっとルーム  
☆きらら
- ⑤ 児童虐待への対応
- ア 児童生徒の日常生活の観察と虐待の早期発見に努める
- イ 虐待の疑いがある場合の子育て支援課や一宮児童相談センター等の関係機関と連携した迅速な対応に努める

⑥ 関係機関との連携

- ア 地域青少年健全育成事業（青少年育成課）全中学校区  
(7) 万引防止キャンペーンや一斉街頭指導などを通して、中学校区ごとに、児童生徒の健全育成や問題行動の未然防止に取り組む。
- イ 小中合同生徒指導主事・主任者会（一宮市サポートチーム会議）、中学校生徒指導主事者会、尾中地区中学校高等学校生徒指導連絡協議会の開催  
(7) 情報交換や研修会を通して、指導の充実を図る。
- ウ 自立支援推進事業  
(7) 不登校、非行、虐待などの問題を抱えた児童生徒や家庭に適切な対応をし、児童生徒の立ち直りや学校復帰をめざすために指導員を配置する。

(3) 障害のある児童生徒の理解推進

- ① 特別支援学級や特別支援学校との交流  
② 手をつなぐ子らの教育展への参観

(4) 人権教育の充実

- ① 人権週間と連携した活動の推進  
② 豊かな心を育てる活動推進事業と連動した活動の実施  
③ 教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などにおける人権教育の実施

(5) 読書活動の推進

- ① 学校図書館司書派遣事業全小中学校  
ア 魅力的な学校図書館づくりを進めるとともに、学校図書館司書と連携し、読書活動の一層の充実を図る。
- ② 「朝読書」の充実、読書体験の工夫、利用指導の充実  
③ 図書資料・情報の提供や充実  
④ 市立図書館との連携  
ア 市立図書館図書資料のインターネットによる貸出予約及び配本・活用推進  
イ 移動図書館（ほたる号）の活用
- ⑤ 家庭や地域との連携  
ア 家読（うちどく）のすすめ  
イ 読み聞かせなど地域人材の活用

(6) 情操教育の充実

- ① 夢を育む教育活動推進事業全小中学校  
ア 夢や希望をもって生きる児童生徒を育成するために、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。
- ② 「ふれあい・潤い空間づくり」事業指定小学校  
ア 保護者・地域と協力し、ビオトープ・芝生広場など潤いのある空間を作る。
- ③ 豊かな感性の育成  
ア 小学校合唱祭の開催  
イ 消防音楽隊の訪問演奏の実施  
ウ ふれあいコンサートへの参加

- (消防音楽隊と中学校吹奏楽部との合同演奏会)
- エ リバーサイドフェスティバルへ中学校吹奏楽部の参加  
 オ 各小中学校における観劇、音楽会の実施  
 カ 子ども写生大会及び子ども写生大会作品展の開催

(7) 福祉教育の充実

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 社会福祉推進校（市社会福祉協議会委嘱）                 | 全小中学校 |
| ア 体験的な学習を通して、社会福祉への理解・関心を高め、共生の精神を養う。 |       |
| ② 総合的な学習の時間を利用した福祉体験                  |       |
| ア 老人介護施設や保育園等への訪問、交流                  |       |
| イ 福祉実践教室の開催（「車いす」「手話」「盲導犬」などの体験学習）    |       |
| ③ ボランティア福祉体験学習事業                      | 中学校   |

### 3 健やかなかからだの育成をめざして

(1) 体力の向上と健康教育の充実

- ① 体力の向上
  - ア 体育・保健体育の授業の充実
    - (7) 「体力を高める運動」の一層の充実
  - イ 運動に親しませる機会の充実
  - ウ 運動部活動の充実
- ② 健康教育の充実
  - ア 健康教育（薬物乱用防止、喫煙防止等）の充実と系統的な性教育の実施
  - イ 警察や関係機関による薬物乱用防止教室などの開催
  - ウ 肥満予防研究推進委員会による肥満予防教室の開催
- ③ 非常勤養護教諭派遣事業
  - ア 養護教諭の単数配置校で、児童生徒数が多い学校に非常勤養護教諭を配置する。
- ④ 運動部活動等外部指導者派遣事業
  - ア 学校体育の振興を図ることを目的に、地域の人材を外部指導者として運動部活動及び体育の授業などに配置する。

(2) 食育の充実

- ① 食に関する指導の充実
  - ア 広報誌「やっぱり！！食ばわー」と食育指導資料の発行
    - (7) 毎月 19 日の食育の日に資料を使って、食に関する指導を行う。
  - イ 栄養教諭、栄養士による食育指導の実施（小2、小5）

(3) 安全教育の推進

毎月 26 日を「事故・けがゼロの日」として、安全に関する指導を行う。

- ① 子どもの安全推進委員会の開催
  - ア 医療、救急などの専門的な立場から、事故の未然防止、発生時の対応について研究協議する。

- イ 「重大事故防止マニュアル」「ヒヤリハット事例集」などの作成
- ② 生活安全指導の充実
  - ア 中学校における普通救命講習会の開催(消防署)
  - イ 着衣泳、KYT(危険予知トレーニング)の実施
  - ウ 安全マップの作成と啓発活動
  - エ エピペン講習会の開催(3年毎)
- ③ 交通安全指導の充実
  - ア 小学校低学年で「交通安全教室」を実施
  - イ 一宮警察と連携した、交通事故防止街頭監視活動の実施
- ④ 災害時の安全指導の充実
  - ア 避難訓練、引渡し訓練の実施

#### 4 未来に生きる力の育成をめざして

##### (1) 国際理解教育の充実

- ① 小学校低学年からの系統的な地域学習の推進
  - ア 町探検、市内見学、博物館見学、地域の歴史学習の実施
  - イ 伝統文化、地域の祭りなどへの参加・体験
- ② 国際交流員の派遣(生涯学習課)
- ③ 一宮市国際交流協会事業(生涯学習課)
  - ア イタリア共和国との交流(今伊勢西小)
  - イ ウズベキスタン共和国との交流
  - ウ キリバス共和国との交流(葉栗北小)
  - エ ニュージーランドとの交流(大和東小・中島小)
  - オ 國際理解ワークショップ
- ④ 日本語指導員巡回事業
  - ア 日本語指導を必要とする児童生徒の在籍する学校に、指導員が巡回訪問し、日本語の習得や生活の不安に対する相談活動を進める。
- ⑤ 中学生海外派遣事業
  - ア 代表生徒をイタリアに派遣

##### (2) 英語教育の推進

- ① 特別の教育課程による小学校英語教育
  - ア 全小学校が「教育課程特例校」として文部科学省の認定を受け、小学校3年生からの「英語活動科」により、英語教育の充実を図る。
    - (ア) 小学校3年生から6年生に年間35時間の「英語活動科」を設置する。
    - (イ) 小学校1・2年生で英会話指導講師を活用した英語活動を実施する。
- ② 一宮市英語教育推進委員会の開催
  - ア 「一宮市小学校英語カリキュラム」の作成・実施、検証、改善や授業法、評価などの研究
    - イ 小学校「英語活動科」指導用資料の作成
    - ウ 小中一貫英語教育の推進
    - エ 小学校英語主任の配置

(3) A L T の配置

- ア 小学校英会話指導講師の配置
- イ 中学校英語指導講師の配置

全小学校

全中学校

(4) 英語教室の実施

- ア 英会話指導講師、英語指導講師による児童生徒、保護者、地域の人々を対象とした英語教室を夏季休業中、冬季休業中に行う。

(3) 情報教育の充実

- ① 情報モラルの指導の充実
- ② I C T 機器を活用した表現活動の充実
- ③ 情報教育研究委員会の充実
  - ア 授業に役立つコンテンツの収集
  - イ 「1 3 8 まなびリンク」の充実と情報モラル教育の推進
- ④ 情報環境整備委員会の充実
  - ア よりよい学校ホームページ、学校広報の在り方に関する研究
  - イ 「情報セキュリティ対策ハンドブック」の内容を徹底
  - ウ 校務支援ソフトのカスタマイズ研究
- ⑤ 新聞活用研究委員会の充実
  - ア 新聞活用を通して、児童生徒の情報活用能力とコミュニケーション能力を育成する。

(4) 環境教育の充実

- ① エコスクール運動（環境部清掃対策課）
  - ア 児童生徒が省エネルギー行動（節電・節水）や省資源リサイクル活動（ごみ減量・分別リサイクル）などに取り組み、地球に優しい学校づくりを目指す。
- ② 緑のカーテン事業（環境部環境保全課）
  - ア 植物を栽培・観察するとともに、室内外の温度比較などを通して、地球温暖化防止などの環境意識を高め地球に優しい学校づくりを進める。
- ③ 教科や総合的な学習の時間における環境教育の充実

(5) キャリア教育の充実

- ① 生活科や総合的な学習の時間を中心とした職業人等とのふれあい活動
- ② 職場体験学習などの実施
  - ア 職業人の体験を聞く会、職場見学、職場体験学習（あいち・出会いと体験の道場）などを実施する。 (平成 27 年度) 県教委指定 全中学校
- ③ 親学の充実
  - ア 中学校総合的な学習の時間において、一宮生き方タイム「親学」の学習を設定し、親や大人の立場に立つことで、自らの生き方を考える力の育成を図る。

(6) E S D (持続可能な開発のための教育) の推進

- ① 環境・平和・人権・国際・防災などの現代社会の課題への取組
- ② ユネスコ・スクールへの参加の促進

(小学校 11 校・中学校 1 校加盟 平成 27 年度現在)

## 5 信頼される学校づくりをめざして

### (1) 教師力の向上

一宮市教育センターを核にして、研修会等を開催し、学校教育の充実と振興を図る。

#### ① 使命感の育成

教員としての使命感を高め、人間性を豊かにするよう修養の機会を設ける。

ア 初任者研修、教職2年目・3年目研修、5年経験者研修、10年経験者研修などの充実

イ 講演会の開催

#### ② 指導力の向上

ア 校長会議の開催

(ア) 定例校長会議を開き、教育課題の解決に向けて研究を推進する。また、必要に応じて臨時校長会議を開く。

イ 教頭会議の開催

(ア) 定例教頭会議を開き、教育課題の解決に向けて研究を推進する。また、定期的に研修会を開催し、日々の教育実践を基に研究を深める。

ウ 研修会の充実

(ア) 現職教育講演会及び教育研究発表会の開催

(イ) 教務主任者及び校務主任者会議の開催

(ロ) 各種主任者会の開催

(ハ) 夏期生徒指導講座の開催

・いじめ・不登校、問題行動などに対する教員の指導力を高めるため、児童生徒の理解を深め、一人一人の実情に即した指導の在り方について研修する。

エ ステップアップ研修事業の実施

(ア) 教職員のライフステージに応じた研修体系の整備を進める。

オ 教員の指定研究の実施

(ア) 学校現場における児童生徒の指導に直結する課題をとりあげ、これを実践的に研究することにより、教員の資質向上を図る。

カ 教育課題研究委員会の開催

(ア) 学校運営協議会のあり方等の学校を取り巻く今日的教育課題について検討し、それらを解決していくための研究をする。

キ 教職員評価の実施

(ア) 各学校の経営方針に基づき教職員が主体的に目標設定し、その達成度を自己評価する。それを、校長等の評価者が評価し、本人にフィードバックすることで資質の向上を図る。

### (2) 開かれた学校づくりの推進

① コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の充実

② 学校公開の推進

ア 秋に市内一斉の「秋の学校公開週間」を実施

③ 学校ホームページや各種たよりの充実

④ 小中一貫教育の推進

ア 9年間を見通した指導方法の研究

イ 学習マナー、ルール等の小中学校での統一

⑤ 学校サポーターの配置

ア 児童生徒の地域における社会活動への参加や、地域人材による学校支援を図るため、コーディネータ役を配置する。

⑥ 学校評価に基づいた学校運営の充実

ア 学校評価(自己評価、学校関係者評価)を計画的に実施し、結果を公表する。

(3) 特色ある学校づくりの推進

① 創意工夫のある教育活動の推進

② 地域の人々に学ぶ授業や地域の特色を生かした教育活動の推進

③ 未来を拓く学校づくり推進事業

全小中学校

ア 各小中学校において取り組んでいるさまざまな教育活動の成果を市内小中学校に広め、一宮市の小中学校の教育活動のより一層の充実を図る。

(4) 安全管理体制の確立

① 施設・設備の安全管理の強化

ア 毎月 26 日を「事故・けがゼロの日」として、施設・設備の点検を行う。

② 非常時の防災体制づくり

ア 大規模地震や異常気象など災害への対応

(イ) 小中連携による避難体制、家庭・地域との連絡体制の確立

(ウ) 避難訓練・引渡し訓練の実施

(エ) 災害時に学校防災マニュアルに基づいた対応ができる校内体制の確立

③ 不審者による被害防止への対応

ア 毎月 12 日を「安全を確認する日」として、不審者による被害防止のための指導及び点検を行う。

(イ) 学校での安全確保

・不審者侵入を想定した避難訓練、対応訓練の実施

・安全マニュアルをもとに緊急時に対応できる校内体制の確立

(ウ) 登下校時の安全確保

・通学路点検の実施

・不審者などの情報の共有化

・防犯ブザー・ホイッスルの携帯促進

・「子ども 110 番の家」の増設

・学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の安全を守る体制の整備

(エ) 児童生徒の自己防衛能力の育成

・セルフディフェンス講座の実施

全小中学校

いじめ・虐待・不審者による被害などから、児童生徒自身が自分を守るために知識と技能を学ぶ。(小 4, 中 1)

・防犯教室の実施(地域ふれあい課)

全小学校

小学校 1 年生を対象に、防犯教室を実施する。

(5) 教育支援の充実

- ① 教育相談会の実施（5月～9月）
  - ア 専門医と教員が連携した相談活動を実施する。
- ② 教育支援委員会の開催
  - ア 就学時健康診断の実施
  - イ 就学教育相談会の実施

(6) 個人情報の適切な管理

- ① 「情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づく適切な管理

(7) 異校種間の連携の推進

- ① 幼稚園・保育園と小学校の連携の充実
- ② 小学校と中学校の連携の充実
- ③ 中学校と高等学校の連携の充実
- ④ 小・中学校と特別支援学校との連携と交流の推進

(8) 学校事務の共同実施の推進

- ① 事務処理体制の整備・効率化と学校経営に関する支援の推進

第14号議案

平成27年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会

教育長 中野 和雄

提 案 理 由

一宮市立小中学校の平成27年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

## 平成27年度 全国学力・学習状況調査（案）

### 調査の主体

文部科学省

### 調査の方法

別紙「平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

### 調査の実施日

平成27年4月21日（火）

### 調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

# 平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成26年12月9日  
文部科学省

## 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## 2. 調査の名称

平成27年度全国学力・学習状況調査

## 3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

## 4. 調査事項

### (1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていること

が望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸侧面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成27年4月21日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い合わせ、1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い合わせ、1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成27年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール  
別紙1のとおりとする。

## 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条（平成27年4月1日施行前は第23条）第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 理科については、

① 理科の問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

② 理科の問題のうち、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた二つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(ウ) 都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

(エ) 各教科の設問ごとの正答率等

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

## (2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する(文部科学省による調査結果の公表体系は別紙4)。

ア 以下の(ア)から(ウ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果

(ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況)

(イ) 都道府県ごと(公立学校全体の状況)

(ウ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(政令指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況)

イ その他、調査の目的の達成に資する分析

## (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果

(イ) 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

- (ウ) 学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票
  - (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

#### (4) 調査結果の活用

- 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
- ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
  - イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
  - ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
  - エ 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合；又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に

併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

## 8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 9. 留意事項

### (1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

カ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

キ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

### (2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

### (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせること、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

#### (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

##### (ア) 小学校調査

- ① 国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当
- ② 理科 : 1単位時間相当

##### (イ) 中学校調査

- ① 国語及び数学：それぞれ2単位時間相当
- ② 理科 : 1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

#### (5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

#### (6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

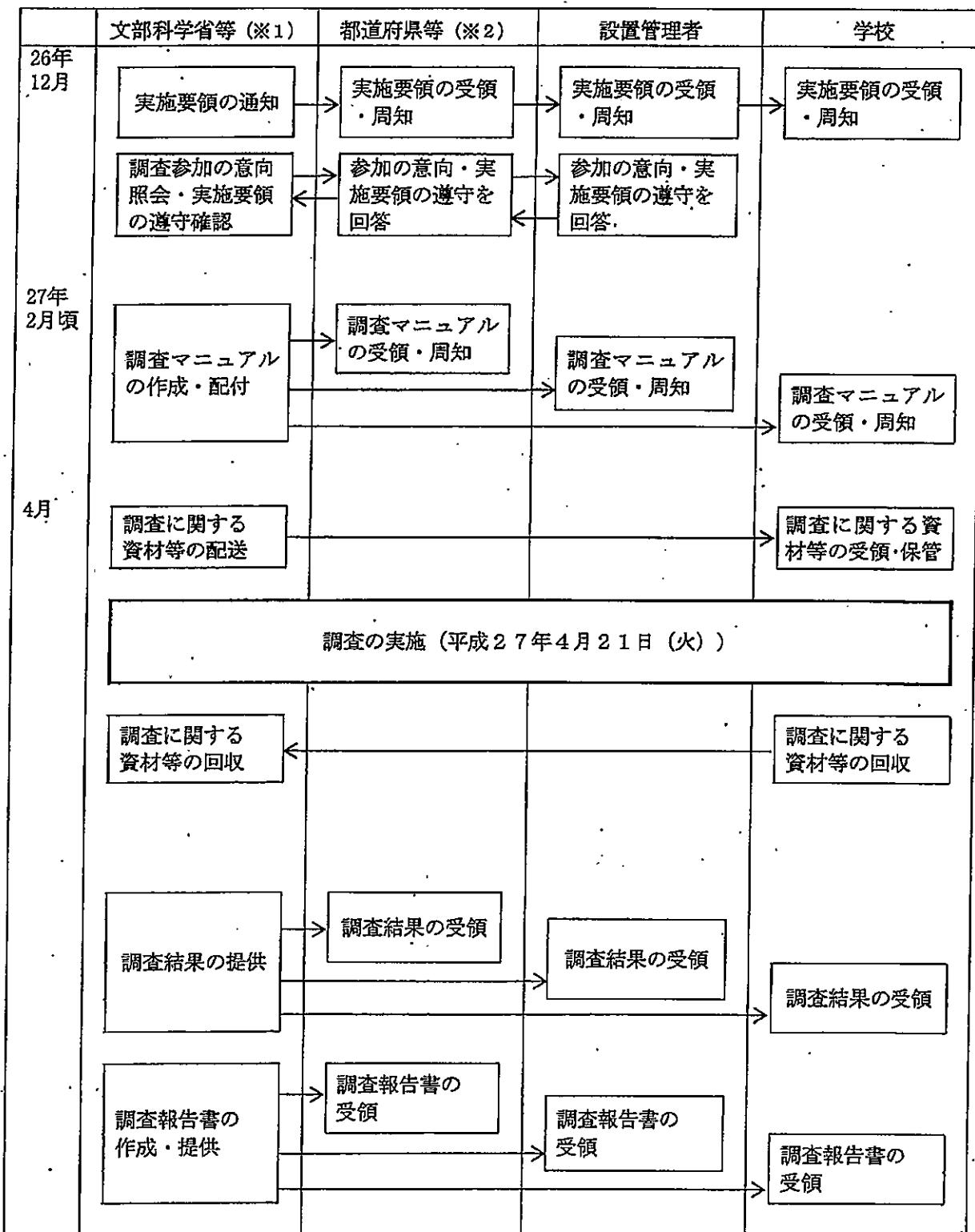
#### (7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

#### (8) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、平成27年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

## 調査実施に関するスケジュール(予定)

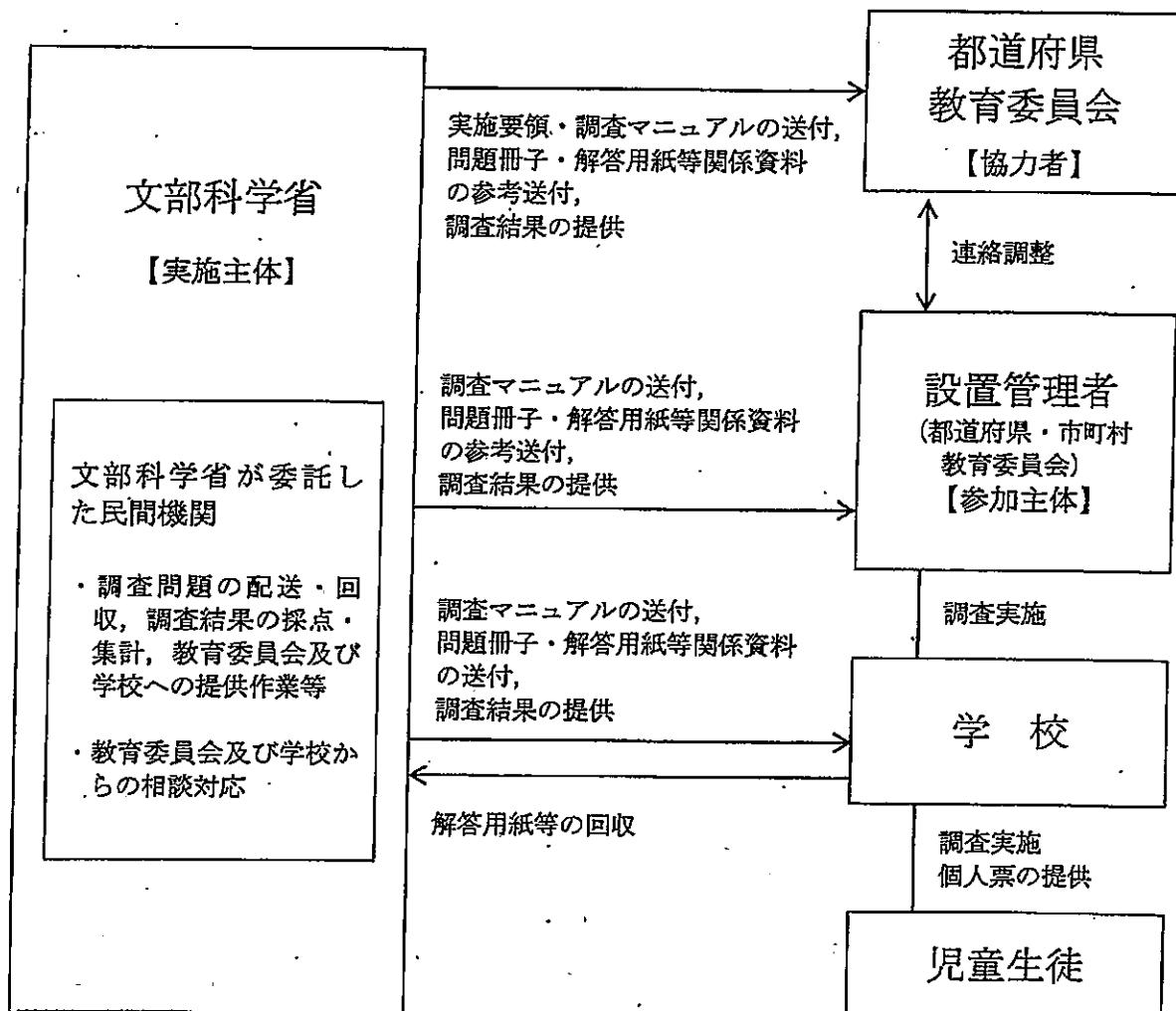


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

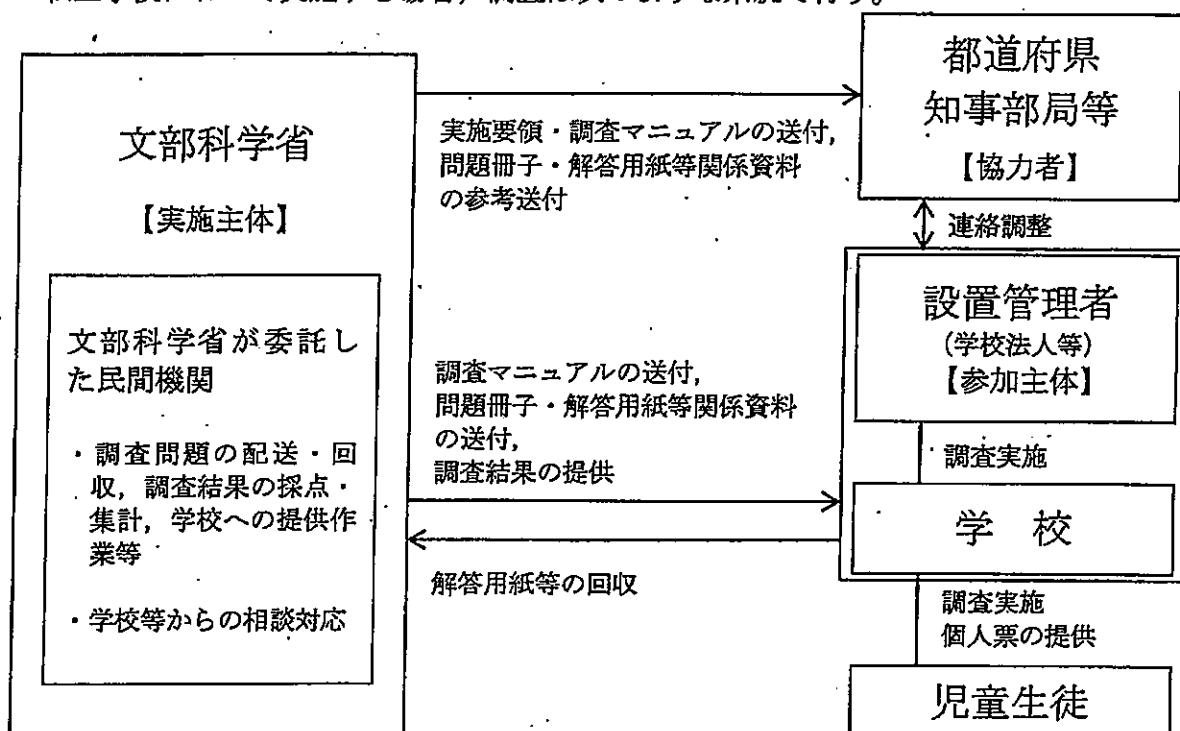
## 調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



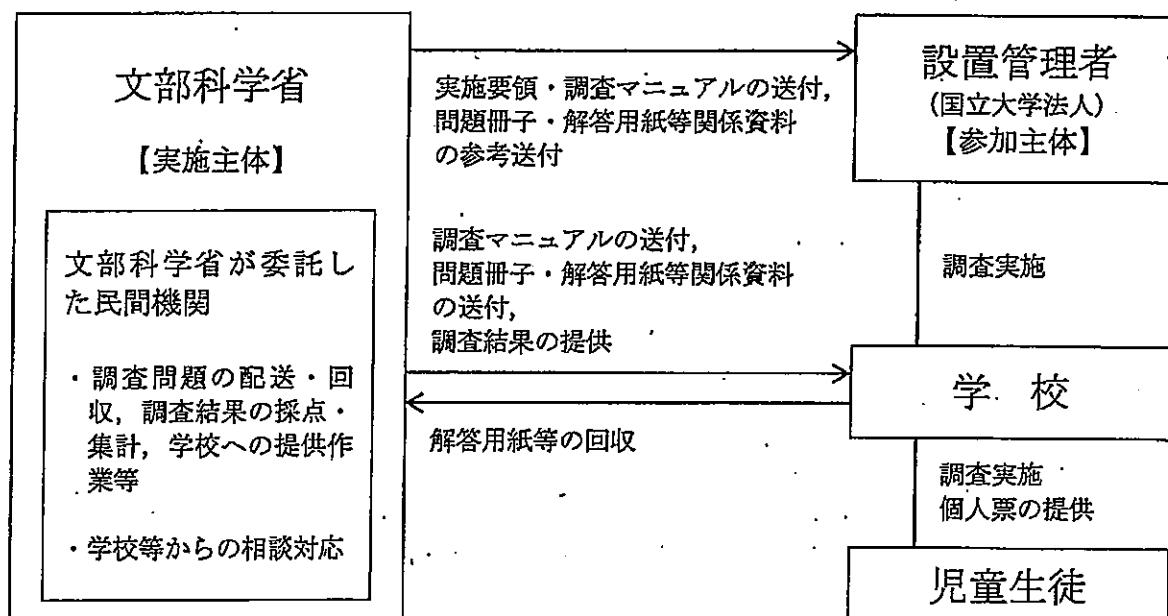
## 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 調査の実施系統図【国立学校】

国立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における調査結果の公表の体系

調査結果の内容	実施要領の記載	公表の区分		
		7. (2) ア (ア) 国全体(国・ 公・私立学校 全体の状況及 び国・公・私 立学校別の状 況)	7. (2) ア (イ) 都道府県ごと (公立学校全 体の状況)	7. (2) ア (ウ) 地域の規模等 に応じたまと まりごと(公 立学校全体の 状況)※1
	7. (1) ア(ア)及び(イ) ・三教科五区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○
	7. (1) ア(ウ) ・都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	○	○	○
	7. (1) ア(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等	○	○	○
	7. (1) イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	-
	7. (1) イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	-

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(政令指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における公立学校全体の状況

※2 都道府県ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

第15号議案

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（案）

1 一宮市の基本的な考え方

国が示している「平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

第16号議案

平成27年度一宮市学校給食方針について

平成27年度一宮市学校給食方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成27年度一宮市学校給食方針を定めるため、本案を提出します。

平成27年度

一宮市学校給食方針

一宮市教育委員会

## 目 次

1	学校給食方針	1
2	給食計画	
(1)	学校給食実施期間	1
(2)	学校給食回数	1
(3)	学校給食内容	2
(4)	学校給食費	5
(5)	学校給食調理場対象校と対象食数	5
(6)	学校給食費徴収業務及び学校給食用物資調達業務	6
(7)	各種業務の委託	6
(8)	学校・家庭・地域との連携	6
(9)	調理場施設設備・厨房機器の改善	7
(10)	セレクト給食の実施	7
(11)	地場産物を生かした給食の実施	7
(12)	アレルギー対応	7
(13)	食の安全対策	7
(14)	食育の推進	8

## 1 学校給食方針

学校給食は、成長途中有る児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供しています。

学校給食を通じて、望ましい食習慣や食事のとり方、食生活のマナーを身につけるとともに、正しい知識・情報に基づき、食の安全性について自ら考えようとする態度を養うなど、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るための基礎を培います。

また、地場産物や郷土食等を活用した給食献立の工夫を行います。

### <重点目標>

- 栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供し、健康の保持増進を図ります。
- 安全で、安心して食べることができる学校給食を提供します。
- 地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。

## 2 給食計画

### (1) 学校給食実施期間

小学校・中学校

平成27年4月 9日から平成28年3月23日まで

1学期 4月 9日から 7月16日まで

2学期 9月 2日から12月22日まで

3学期 1月 8日から 3月23日まで

### (2) 学校給食回数

小学校・中学校 191回

〔月別内訳〕

1学期	小学校・中学校 67回	2学期	小学校・中学校 74回	3学期	小学校・中学校 50回
4月	15回	9月	18回	1月	15回
5月	18回	10月	21回	2月	20回
6月	22回	11月	19回	3月	15回
7月	12回	12月	16回		

### (3) 学校給食内容

学校給食法に基づき、米飯・パン・麺、牛乳及びおかずを提供する「完全給食」を実施します。

共同調理場と単独校調理場それぞれの特性を活かすため、南部及び北部学校給食共同調理場、単独校調理場（小学校）、単独校調理場（中学校）の3種の献立を提供します。

#### 〔共同調理場（一宮地区）〕

##### ① 主食

###### ア 米飯の種類と実施回数（148回）

白飯	107回	麦ごはん	20回
わかめごはん	9回	五目ごはん	6回
発芽玄米ごはん	2回	赤飯	1回
枝豆ごはん	1回	さつまいもごはん	1回
五穀ごはん	1回		

###### イ パンの種類と実施回数（21回）

サンドイッチパンズパン	3回	りんごパン	3回
標準パン	2回	クロスロールパン	2回
あいの米粉パン50	2回	クロワッサン	2回
ツイストロールパン	2回	サンドイッチロールパン	2回
ロールパン	1回	ナン	1回
ピタパン	1回		

###### ウ 麺の種類と実施回数（22回）

中華めん	11回	ソフトスパゲティ式めん	6回
白玉うどん	3回	きしめん	2回

###### エ 基準量（規格）

単位：g

種類	規格	小学校			中学校	備考
		低学年	中学年	高学年		
米飯	白飯	60	70	80	100	精米使用量
	麦ごはん	60	70	80	100	
	わかめごはん	60	70	80	100	
	五目ごはん	60	70	80	100	
	発芽玄米ごはん	60	70	80	100	
	赤飯	60	70	80	100	
	枝豆ごはん	60	70	80	100	

種類	規格	小学校			中学校	備考
		低学年	中学年	高学年		
米飯	さつまいもごはん	60	70	80	100	精米使用量
	五穀ごはん	60	70	80	100	
パン	サンドイッチパンズパン	50	50	60	70	小麦粉使用量
	りんごパン	45	55	65	65	
	標準パン	50	60	70	80	
	クロスロールパン	45	55	65	65	
	あいの米粉パン 50	40	50	60	70	
	クロワッサン	25	30	30	35	
	ツイストロールパン	40	50	60	70	
	サンドイッチロールパン	50	60	70	80	
	ロールパン	50	60	70	80	
麺	ナン	70			100	製品重量
	ピタパン	60			80	
麺	ソフトスペゲティ式めん	70	80	90	100	小麦粉使用量
	中華めん	180	200	220	240	
	白玉うどん	180	200	220	250	
	きしめん	180	200	220	250	

参考 1週間あたりの主食別回数

	米飯	パン	麺
小学校	3. 87回	0. 55回	0. 58回
中学校	3. 87回	0. 55回	0. 58回

② 牛乳

200ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・デザート（随時）

〔単独校調理場（尾西地区・木曽川地区）〕

① 主食

ア 米飯の種類と実施回数（148回）

白飯	120回	麦ごはん	23回
----	------	------	-----

発芽玄米ごはん	3回	赤飯	1回
---------	----	----	----

五穀ごはん	1回		
-------	----	--	--

イ パンの種類と実施回数（21回）

小型ロールパン	4回	黒ロールパン	3回
標準パン	2回	サンドイッチロールパン	2回
クロスロールパン	2回	りんごパン	2回
あいの米粉パン50	2回	ロールパン	1回
サンドイッチパンズパン	1回	クロワッサン	1回
ツイストロールパン	1回		

ウ 麵の種類と実施回数 (22回)

ソフトスパゲティ式めん	9回	中華めん	4回
白玉うどん	4回	きしめん	2回
冷やし中華	2回	冷やしうどん	1回

エ 基準量 (規格)

単位: g

種類	規格	小学校			中学校	備考
		低学年	中学年	高学年		
米飯	白飯	60	70	80	100	精米使用量
	麦ごはん	60	70	80	100	
	発芽玄米ごはん	60	70	80	100	
	赤飯	60	70	80	100	
	五穀ごはん	60	70	80	100	
パン	小型ロールパン	30			40	小麦粉使用量
	黒ロールパン	40	50	60	70	
	標準パン	50	60	70	80	
	サンドイッチロールパン	50	60	70	80	
	クロスロールパン	45		55	65	
	りんごパン	45		55	65	
	あいの米粉パン50	30	40	50	60	
	ロールパン	40	50	60	70	
	サンドイッチパンズパン	50		60	70	
	クロワッサン	25		30	35	
麺	ツイストロールパン	30	40	50	60	小麦粉使用量
	ソフトスパゲティ式めん	70	80	90	100	
	中華めん	160	180	200	240	製品重量
	白玉うどん	160	180	200	250	
	きしめん	160	180	200	250	
	冷し中華	160	180	200	240	
	冷やしうどん	160	180	200	250	

参考 1週間あたりの主食別回数

	米飯	パン	麺
小学校	3. 87回	0. 55回	0. 58回
中学校	3. 87回	0. 55回	0. 58回

② 牛乳

200ml生乳(殺菌・冷却・びん詰)

③ おかず

主菜・副菜・デザート(随時)

(4) 学校給食費

小学校 日額 250円

中学校 日額 285円

(5) 学校給食調理場対象校と対象食数

① 共同調理場

(平成27年4月見込)

調理場別	小学校	中学校	計	対象食数
南部学校給食共同調理場	18校	8校	26校	13,506食
北部学校給食共同調理場	14校	7校	21校	13,787食
計	32校	15校	47校	27,293食

対象校

南部学校給食共同調理場		北部学校給食共同調理場			
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
大志小	大和西小	南部中	宮西小	北方小	北部中
向山小	萩原小	西成中	貴船小	今伊勢小	中部中
西成小	中島小	丹陽中	神山小	奥小	葉栗中
赤見小	千秋小	大和中	葉栗小	末広小	浅井中
浅野小	千秋南小	萩原中	瀬部小	今伊勢西小	北方中
丹陽小	富士小	千秋中	浅井南小	葉栗北小	今伊勢中
丹陽西小	西成東小	西成東部中	浅井北小	浅井中小	奥中
丹陽南小	大和南小	大和南中			
大和東小	千秋東小				
18校		8校	14校		7校

② 単独校調理場

(平成27年4月見込)

小学校	中学校	計	対象食数
10校	4校	14校	8,738食

対象校

小 学 校			中 学 校
起 小	朝日西小	黒田小	尾西第一中
三条小	開明小	木曽川西小	尾西第二中
小信中島小	大徳小	木曽川東小	尾西第三中
朝日東小			木曽川中
10校			4校

(6) 学校給食費徵収業務及び学校給食用物資調達業務

① 共同調理場

給食費徵収業務及び給食用物資調達業務を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

② 単独校調理場

給食費の徵収と物資購入代金の支払いに関する会計業務を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

(7) 各種業務の委託

① 共同調理場

南部学校給食共同調理場のボイラー管理業務を民間業者に委託します。

北部学校給食共同調理場の調理業務、洗浄業務及びボイラー管理業務を民間業者に委託します。

南部及び北部学校給食共同調理場の配達業務を民間業者に委託します。

② 単独校調理場

小学校8校及び中学校4校の調理業務、洗浄業務を民間業者に委託します。

(8) 学校・家庭・地域との連携

① 学校給食献立表・給食だよりの配布

栄養指導と食生活の改善のため、学校給食献立表や給食だよりを配布します。

② 給食訪問

児童生徒とのふれあい給食を開催します。

**③ 学校給食試食会の開催**

随時開催します。

**④ 調理講習会の開催**

夏休み期間中に親子料理教室を開催します。

**⑤ 全国学校給食週間記念事業の実施**

1月24日～1月30日の全国学校給食週間の期間中に、「市長・教育委員と児童生徒の給食交歓会」や「調理員と児童生徒のふれあい給食」などの事業を開催します。

また、平成25年1月30日にイタリア共和国トレビーゾ市と友好都市提携を結んだ記念として、1月の献立にイタリア料理を提供します。

**(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善**

調理施設の老朽化が進んでいますが、現有施設ができる限り有効に活用するため、各施設の修繕工事を実施します。主なものは、次のとおりです。

南部学校給食共同調理場の自動食器洗浄機を入れ替えます。

朝日東小学校調理場の食器消毒保管庫を入れ替えます。

尾西第二中学校調理場の給湯設備を入れ替えます。

**(10) セレクト給食の実施**

各学期にセレクト給食を実施します。

**(11) 地場産物を生かした給食の実施**

地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。

地元農産物を活用するため、「一宮を食べる学校給食の日」(12月)を実施します。

愛知県が主催する「愛知を食べる学校給食の日」(6月19日を含む1週間・秋の食材を味わえる時期)を実施します。

**(12) アレルギー対応**

食材に卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生を含まない(調味料には卵・乳・小麦を含むことがある)献立を週1回提供します。

**(13) 食の安全対策**

食に対する不信や不安に対応するため、物資選定の際に原産地や製造場所などの確認を行い、安心して食べられる給食を提供します。

食品などの自主検査、薬剤師会による衛生検査及び一宮保健所による食品衛生監視を実施するとともに、調理従事者の研修会を開催して衛生管理意識の高揚に努めます。

平成24年10月29日より、給食食材放射能検査を「地方自治体の検査計画について(平

成24年3月12日厚生労働省)に基づく対象17都県で生産された青果物等及び国内産きのこ類を対象にして実施し、市ホームページにて公表しています。今後もこの取り組みを継続していきます。

#### (14) 食育の推進

栄養教諭または学校栄養職員による体系的・継続的な指導を拡充し、学校給食を通じて児童生徒の望ましい食生活の実践に努めます。

第17号議案

平成27年度一宮市社会教育方針について

平成27年度一宮市社会教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成27年度一宮市社会教育方針を定めるため、本案を提出します。

平成 27 年度

一宮市社会教育方針

一 宮 市 教 育 委 員 会

経済情勢の混迷が長引く下で、産業構造の変化がもたらした雇用環境の変化や就業形態の多様化は、少子・高齢化の進展による人口構造の変化とともに急速な社会構造の変革を促した。

また、近年の情報通信分野を中心としためざましい技術革新は、機器の普及とあいまって情報化の急速な進展を推し進め、人々のライフスタイルのみならず個人の価値観に対しても大きな変化をもたらそうとしている。

一方で、生活水準の向上、価値観の多様化、平均寿命の伸長による余暇時間の増大等にともなって、心豊かでゆとりのある生活を求める志向が高まりを見せてている。

このため、人々が生きがいを求めて充実した人生を送るための生涯学習の推進と、個々の能力を発揮することのできる社会環境の整備が求められている。

本市社会教育行政は、生涯学習推進の中軸として、市民一人ひとりが社会の変化に柔軟に適応し、積極的に生きがいを求める豊かな人生を送れるよう、あらゆる年齢層を対象にライフステージにおける学習内容の提供につとめるとともに、施設の整備、生涯学習関連事業の緊密化を図るネットワークの構築を目指し、次の目標を定め、諸活動を展開する。

### 重 点 目 標

- 1 一人ひとりの生涯学習を大切にするまちづくり
- 2 やすらぎとぬくもりにあふれた魅力ある地域づくり
- 3 個人の能力が生かせる男女共同参画社会づくり
- 4 思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭づくり
- 5 自然と芸術・文化に親しむ心豊かな人づくり

# 事業計画

## 1 成人教育

余暇時間の増加や少子・高齢化の進展、産業構造や雇用環境の急速な変化、また、情報化や国際化等の社会情勢の変化により、新たな学習需要が生まれ多様化するなかで市民の学習意欲は高まりをみせている。

こうした状況に対応するため、的確な情報収集を行い、時代に即した学習機会の提供を念頭に、次の諸活動を展開する。

- (1) 成人教育事業への参加奨励
- (2) 学習活動の推進
  - ① 成人教養講座
  - ② 市民大学公開講座
- (3) グループ・団体の育成
  - ① 一宮市小中学校 P T A 連絡協議会の育成
  - ② P T A 活動、成人グループ及びサークル等自主的な活動の奨励
- (4) 指導者層の拡充
  - 講師依頼実績の調査・把握
- (5) その他
  - 学習資料の提供

## 2 女性教育

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画の促進とともに、真に平等な立場で活動できるよう資質や能力の向上、意識の高揚を図り、自らの学習意欲に基づく豊かな人間性を養う機会をより多く提供するために、次の諸活動を展開する。

- (1) 女性教育事業への参加奨励
  - いちのみや女性講演会
  - 生涯学習講演会
- (2) 学習活動の推進
  - 女性講座
- (3) 女性研修会
  - ① P T A 母親代表会研修会
  - ② 女性リーダー研修会
- (4) グループ・団体の育成
  - ① 一宮市地域女性団体連絡会及び地域女性団体の育成
  - ② 一宮市女性グループ連絡会及び各種女性グループの育成
  - ③ 一宮市小中学校 P T A 連絡協議会母親代表会の育成
- (5) その他
  - 自主的な活動の奨励及び学習資料の提供

### 3 家庭教育

家庭教育機能の低下が問われている今日、家庭における家族一人ひとりの果たす役割は極めて重要である。そこで、家庭教育基盤の回復を図るため、思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭の確立、そしてその輪を地域社会に大きく広げていくことをめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 家庭教育推進協議会の開催
- (2) 家庭教育支援ボランティアの養成
  - 家庭教育支援ボランティア養成講座の開催
  - 子育てネットワーカースキルアップ講座の開催
- (3) 学習活動の推進
  - ① 家庭教育推進事業
    - 赤ちゃんセミナー、幼児期家庭教育セミナー、地域母親教室、お母さんの勉強室
  - ② 親子ふれあい事業
  - ③ フレッシュママ交流会、フレママひろば、ステップアップママひろば、ぴよぴよらんど
- (4) 学習資料の提供
  - 家庭教育啓発リーフレット

### 4 青少年教育

青少年期は心身の成長発達、人格形成のうえから極めて重要な時期といえる。また、昨今の不安定な社会情勢のなかで、次代を担う青少年には大きな期待が寄せられている。こうした背景を踏まえ、体験学習や実践活動を通して人間性や社会性を養い、豊かな創造力とたくましい行動力、自主・自立と公共の精神に満ちた思いやりの心あふれる青少年の育成のために、関係各機関との連携を密に、次の諸活動を展開する。

- (1) 青少年の学習活動
  - ① 青年文化教室
  - ② 子ども教室
    - 子どもわくわく学習会、ジュニア教室、キッズチャレンジ
- (2) 自主的な青年活動の育成
  - ① 青年グループの育成・支援
  - ② 青年のつどい
- (3) 放課後等の学習・体験活動支援
  - ① 放課後子ども教室事業
  - ② 施設開放事業
  - ③ 地域学校外活動推進事業
- (4) 学習・体験活動の情報提供
  - ① 子ども情報紙「キッズ i」の発行

## 5 文化・レクリエーション活動

市民生活にインターネットなどが普及し、様々な情報を容易に手に入れることができる現代、人と人が直接向き合う場は年々減ってきている。

このような世情のなかで、自らが興味を持って積極的に活動できる文化・レクリエーション活動を奨励し、振興を図っていくことは、文化面のみならず、人的交流を通した個性あふれる魅力ある地域づくりといった面からも重要となっている。

現代社会における市民の高い学習意欲に応えるべく優れた芸術文化や伝統芸能などを鑑賞する機会・情報を提供するとともに、文化・レクリエーションに関する学習、発表などの活動を促進するために、次の諸活動を展開する。

### (1) 文化・レクリエーション活動の奨励

- ① 一宮市美術展
- ② 愛知県文化協会連合会事業への参加奨励

### (2) 学習活動の推進

- ① 市民美術教室
- ② 各種の文化教室
- ③ 各種のレクリエーション教室

### (3) 文化活動事業・レクリエーション事業の委託

#### ① 文化活動事業

[一宮市芸術文化協会へ委託]

一宮市芸術祭、美術展覧会、文化講演会、民俗芸能のつどい、各種教室及び講習会、市民文芸集の発行、文化情報紙の発行等

#### ② レクリエーション事業

[一宮市レクリエーション協会へ委託]

一宮市レクリエーション大会、種目別大会、展示発表会、各種教室、レクリエーション指導者養成講座

### (4) 団体の育成

- ① 一宮市芸術文化協会の組織の充実
- ② 一宮市レクリエーション協会の組織の充実

## 6 國際理解の促進

地球規模での人・物・情報のグローバル化が進んでいる中で、「国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観を理解しながら多文化が共生する地域づくり」の重要性は益々高まっている。こうした情勢の中、市民と在住外国人の相互理解の促進を図るため、次の諸活動を展開する。

### (1) 國際交流員の小中学校等への派遣

海外から招致した国際交流員を小中学校などに派遣し、国際理解・国際交流活動を推進する。

- (2) 國際理解・國際化のための事業の推進（一宮市國際交流協会との共催）
- ① 交流事業  
国際交流市民フェスタ、小さな交流会事業、ホームステイの受入れ、スポーツ交流事業、フレンドシップ国交流事業等
  - ② 研修事業  
國際理解セミナー、日本語教室、日本語の考え方基礎セミナー、國際理解ワークショップ、國際理解講座講師情報の提供等
  - ③ 啓発・普及事業  
親善ボランティア育成、協会ニュース「かけはし」の発行、ホームページ作成、國際交流推進事業費補助金の交付、國際交流ウエルカムサロンの運営、外国人生活安全教室等
  - ④ 団体の育成  
一宮市國際交流協会組織の充実
- (3) 友好都市交流事業  
平成25年1月に友好都市提携を行ったイタリア共和国トレビーゾ市との交流を推進する。

## 7 公民館活動

公民館は地域の生涯学習の拠点である。そのため、地域の生涯学習活動や集会、会議などに気軽に使える施設を提供する。

また、時代に合った地域での生涯学習活動を活発にするため、以下の事業を実施する。

- (1) 公民館活動の充実
  - ① 公民館長会の開催
  - ② 指導者層の拡充
    - ア 公民館長の研修会
    - イ 公民館役員研修会
    - ウ 公民館主事の資質向上
  - ③ 公民館運営審議会
    - ア 公民館運営審議会の開催
    - イ 公民館運営審議会委員の研修会
- (2) 中央公民館事業
  - ① 市民文化講演会
- (3) 地区公民館事業
  - ① 地区公民館事業
    - ア 魅力ある地域づくり事業  
まちづくり、世代間交流、地域の歴史・文化、コミュニティづくり、ボランティア活動に関する各事業
    - イ 家庭・青少年学習事業  
青少年対象の体験活動・ボランティア体験、親子で参加できるふれあい活動、その他青少年や家庭教育に関する各事業

- ウ 成人・高齢者学習事業  
成人・高齢者対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
  - エ 女性学習事業  
女性対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
  - オ 学習発表会事業  
作品発表会（文化祭、作品展等）、芸能発表会（芸能祭等）、公民館まつり等
  - カ 体育レクリエーション事業  
地区運動会または地区体育祭、生涯スポーツ活動、レクリエーション活動、その他の学習活動
- ② グループ活動の奨励
    - ア グループの育成
    - イ グループ活動のための指導助言
    - ウ グループ活動への情報収集と提供
  - ③ 施設・設備の整備充実

## 8 生涯学習センター事業

生涯学習の拠点として市民の多様な学習ニーズに対応する場および機会の提供を図るため次の諸活動を展開する。

- (1) 尾西生涯学習センター
  - ① 講座の開催  
教養講座、生活講座、趣味講座
  - ② 施設・設備の整備充実
- (2) 尾西南部生涯学習センター
  - ① 講座の開催  
教養講座、生活講座、趣味講座、健康講座
  - ② 施設・設備の整備充実

## 9 社会教育推進体制の充実

社会教育に関する各種施策の充実を図り、総合的かつ効果的に展開していくため、法に規定された社会教育委員による、諮問を受ける機関を設置するとともに、職員の資質向上に向け次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育審議会の開催
- (2) 社会教育委員の研修
- (3) 職員の資質向上  
専門的知識・技術の習得と自己啓発

## 10 その他

社会教育の充実を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育関係資料の収集と提供
- (2) 自発的な各種活動への後援
- (3) 学校教育あるいは関係諸機関との連携
- (4) 生涯学習バス活用による社会教育活動の支援

第18号議案

平成27年度一宮市社会体育方針について

平成27年度一宮市社会体育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成27年度一宮市社会体育方針を定めるため、本案を提出します。

平成 27 年度

一宮市社会体育方針

一宮市教育委員会

「スポーツで 紡ぐ笑顔と健康を」を基本理念に、市民の誰もが新しい  
スポーツライフを創造でき、それぞれの目的に応じてスポーツにかかわり  
健康的で生きがいをもって参加できるスポーツ環境づくりを推進する。

この実現に向けて「するスポーツの推進」「みるスポーツの推進」「支えるスポーツの推進」を視点に、スポーツ振興施策全体を総合的に捉え、スポーツの基盤整備に努め、市民ニーズを的確に把握しながら必要とされる情報の発信と地域の特性に応じたきめ細やかな施策の推進を図る。

## 重 点 目 標

「一宮市スポーツ振興計画」を基に、誰もが、いつでも、どこでも、目的に応じてスポーツに取組むことができるよう、三つの視点よりスポーツを行なう機会の拡充や環境の整備などに努める。

### 【するスポーツ】

- ・誰もが気軽に生涯スポーツや競技スポーツへ参加することができる機会の充実を図るとともに、スポーツ施設の効率的な運用による利便性の向上に努める。

### 【みるスポーツ】

- ・スポーツ観戦の場を提供するため、トップレベルの大会の誘致を進め、各種スポーツ大会の開催等について広く情報提供に努める。

### 【支えるスポーツ】

- ・各種スポーツ団体の育成・支援をはじめ、専門的な知識と技能が必要とされるスポーツ指導者と審判員の育成と資質向上に努める。

## 事 業 計 画

(スポーツ振興計画での基本施策に基づく取り組み)

### 1 生涯スポーツの推進

#### (1) 参加しやすいスポーツ教室の推進

##### ①自主運営によるスポーツ教室の支援

スポーツ団体などが自主運営により開催しているスポーツ教室に対する助成などの支援を行う。

##### ②活動記録カードの活用

個々のスポーツ活動を振り返ることができる「138チャレンジカード」を配布し、活用を促進する。

#### (2) 地域スポーツの推進

##### ①地区スポーツ教室の開催

スポーツ推進委員連絡協議会と連携を図り、身近な地域で気軽にできるニュースポーツなどのスポーツ教室を市内23連区で開催する。

##### ②出前講座での対応

ニュースポーツ指導などの出前講座要請に応え、指導員を派遣し、地域スポーツの推進を図る。

#### (3) 健康・体力づくりの推進

##### ①健康ウォーキングの推進

ウォーキング指導者講習会を開催し、ウォーキング活動を奨励する。

##### ②地域のラジオ体操の推進

ラジオ体操カードを配布し、地域でのラジオ体操活動を推進する。

##### ③トレーニングルームの利用促進

公共スポーツ施設にあるトレーニングルームの利用促進を図る。

#### (4) スポーツ施設の利便性の向上

##### ①スポーツ施設の利用形態変更の推進

より多くの市民が利用できるよう利用形態や利用時間の延長に向けての取り組みを推進する。

##### ②既存スポーツ施設の改修

老朽化したスポーツ施設の改修や整備を図り、既存スポーツ施設の利便性の向上を図る。

(5) 子どものスポーツ活動の推進

①スポーツ少年団の育成・支援

少年期から日常的にスポーツに親しめる環境をつくるため、スポーツ少年団の育成と支援を図る。

②スポーツ少年フェスティバルの開催

子どもたちがスポーツに親しむきっかけ作りのイベントとして、スポーツ少年フェスティバルを開催する。

(6) 地域スポーツクラブの推進

誰もが気軽にスポーツを行うことができる環境づくりを目指し、地域の実情を生かした、地域住民による自主的かつ主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの設立、育成を支援する。

## 2 競技スポーツの推進

(1) スポーツ施設の充実

①既存スポーツ施設の改修

老朽化したスポーツ施設の改修や整備を図り、既存のスポーツ施設の充実を図る。

②指定管理者制度の継続

円滑かつ効果的な施設管理を推進するため、指定管理者制度を継続する。

(2) 体育協会による推進

①各種補助金の交付

各競技の普及育成事業や講習会開催への補助金交付を行う。

②国際・全国大会出場選手壮行奨励事業

国際大会、全国大会に出場する選手に対し、壮行費を支給する。

③スポーツ功労者顕彰事業

スポーツ振興に功労のあった者や、各種スポーツ大会で優秀な成績を収めた者を表彰する。

## 3 障害者スポーツの推進

(1) 障害者スポーツへの参加促進

①スポーツイベントの開催

障害のある人、ない人が一緒に参加できるスポーツイベントを開催する。

・いちのみやタワーパークマラソンの開催

## 4 スポーツプログラムの充実

### (1) 市民大会の実施

一宮市体育協会に委託し、加盟する34競技団体の市民大会を実施する。

### (2) 誰もが参加できるスポーツ大会の開催

#### ①オープン大会の開催

スポーツ団体への所属、障害の有無、年齢を問わず、誰でも参加できるスポーツイベントを開催する。

・いちのみやタワーパークマラソンの開催

#### ②ニュースポーツフェスティバルの開催

誰もが気軽に参加できるニュースポーツのイベントであるニュースポーツフェスティバルを開催する。

#### ③市外の他地域との交流大会開催に向けての取り組みを支援する。

・愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル西尾張地区大会

・愛知県スポーツ少年大会 西尾張支部大会

## 5 各種スポーツ大会などの観戦推進

### (1) 各種スポーツ大会などの観戦の場の提供

#### ①トップレベルの大会の誘致

総合体育館を中心としたトップレベルの大会を誘致する。

#### ②広域スポーツ大会運営補助金の交付

市民が高いレベルの競技を観戦する機会として、一宮市で行われる全国規模または国際規模の広域スポーツ大会に要する経費に対し、大会支援のための補助金を交付する。

#### ③スポーツ観戦情報の提供

市広報、体協だより、ホームページなどに、総合体育館などでのスポーツイベントや体育協会の活動を掲載し、情報の周知を図る。

## 6 指導者の確保

### (1) 人材の発掘・育成

#### ①スポーツ推進委員の研修の支援

地域スポーツ振興を担うスポーツ推進委員の知識・技術の向上を図るため、研修会の開催や全国・東海四県・愛知県・西尾張の研修会へ派遣する。

#### ②指導者講習会等の開催の支援

競技ごとの指導者・審判員養成を図るため、スポーツ団体が行う講習会を支援する。

## 7 情報提供の充実

### (1) 各年代に応じた情報提供

年代に応じたスポーツ教室などの情報提供を行う。

#### ①小・中学校への情報発信

小・中学生を対象とした、スポーツ教室などの情報提供を行う。

#### ②成人への情報発信

成人を対象とした、健康づくりやスポーツ教室などの情報提供を行う。

### (2) きっかけづくりの情報提供の充実

スポーツを行うきっかけとなる情報提供を充実させる。

#### ①地区スポーツ教室の情報提供

誰もが気軽に参加できるニュースポーツを中心とした地区スポーツ教室開催の情報を提供する。

#### ②スポーツ体験会の情報提供

スポーツを体験できるニュースポーツフェスティバルの情報を提供する。

#### ③スポーツ団体の情報提供

体育協会加盟団体の情報を提供する。

### (3) スポーツ施設の情報提供

#### ①ホームページによる情報提供

市のホームページによるスポーツ施設の情報を提供する。

#### ②スポーツ施設利用の手引きの発行

スポーツ施設の利用に関するリーフレットの充実を図る。

#### ③スポーツ施設予約システムの利用促進

スポーツ施設予約システムの登録者数の増加を図る。

第19号議案

一宮市豊島記念資料館の管理及び運営に関する要綱の制定について

一宮市豊島記念資料館の管理及び運営に関する要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市豊島記念資料館を設置するため、本案を提出します。

## 一宮市豊島記念資料館の管理及び運営に関する要綱

### (設置)

第1条 地域住民の文化への理解と関心を深め、文化の発展に寄与するため、博物館の付属施設として一宮市豊島記念資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

2 資料館は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第3項に規定する行政財産（公用財産）として管理する。

### (名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする

名 称 一宮市豊島記念資料館

位 置 一宮市本町8丁目11番地

### (事業)

第3条 資料館は、一宮市内を中心に収集された織物関連資料、考古資料、歴史資料等を収蔵・保管するとともに、1階部分については、必要に応じて一般の観覧に供する。

### (管理及び運営)

第4条 資料館の管理及び運営は、一宮市博物館が携わることとする。

### (開館)

第5条 資料館は、博物館の休館日を除き、利用者の求めに応じ可能な範囲内で、開館するものとする。

2 観覧時間は、午前10時から午後3時までの間とする。

### (観覧料)

第6条 観覧料は無料とする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資料館の管理及び運営については、一宮市博物館条例（昭和62年一宮市条例第26号）及び一宮市博物館条例施行規則（昭和62年一宮市教委規則第4号）の規定を準用する。

### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第20号議案

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成27年2月26日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

### (許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
45	特定非営利活動法人 メロイの森の仲間たち 代表理事 <small>こうせん むなた</small> 興膳 健太	清流王国郡上・春休み こどもキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郡上の自然環境のなか、都市と郡上の子どもが集団キャンプを行うことで、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などの望ましい体験を積む。</li> <li>・秘密基地づくり、クラフト、アウトドアクッキング、キャンプファイヤー、など、子どもが主体となり、何をするかを考える。</li> <li>・2泊3日</li> <li>・東海地方在住の小学校1年生から6年生</li> <li>・計135名</li> </ul>	3月25日(水) ~3月27日(金) 3月29日(日) ~3月30日(月) 4月2日(木) ~4月4日(土)	こうじびら山 の家(岐阜県 郡上市明宝畠 佐)	有料 2泊3日 29,800円	(4) (6)
46	一般社団法人一宮歯科医師会 会長 <small>ごとう よしひこ</small> 五島 義彦	歯と口の健康周間バス ター募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯の衛生週間(6月4日～10日)にちなんだバスターの募集及び表彰</li> <li>・参加者数(見込)900名</li> </ul>	・募集期間 4月1日(水)～ 5月8日(金) ・表彰式 6月7日(日)	・表彰式 イオンモール 木曾川	無料	(4) (6)
47	TOSS瑞穂 代表 <small>おぎの たまみ</small> 荻野 珠美	第3回TOSS全国 1000会場教え方セミナー 1年間を貫く学級のシ ステム作りを学べる! 新学期準備講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間を見通した学級づくりや授業づくりのポイントについて、講師形式で紹介する</li> </ul>	3月27日(金)	一宮市市民活 動支援センタ ー会議室A・B	有料 1,000円	(6)
48	TOSS瑞穂 代表 <small>おぎの たまみ</small> 荻野 珠美	第3回TOSS全国 1000会場教え方セミナー 知的で楽しい授業や学 級づくりはこれだ!プロ の教師の姿から学ぶ 1日講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの信頼を得るために準備すべき授業作りや学級づくりのポイントについて、講師形式で紹介する。</li> </ul>	4月12日(日)	稻沢勤労福祉 会館	有料 1,000円	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
80	一宮市消防本部 消防長 ことう やすお 後藤 保夫	第15回中学生と消 防音楽隊のふれあ いコンサート	中学生と消防隊のふれあ いコンサート	6月7日(日)	一宮市民会館	無料	(1) (6)
81	一宮市観光協会 会長 なかの まさやす 中野 正康	一宮まちなか探検ク イズラリー	一宮駅、真清田神社および近隣地区を結んで行な うクイズラリー	3月10日(火) ～ 3月29日(日)	一宮駅、真清 田神社および 近隣地区	有料 500円	(3) (6)
82	杜の宮市準備委員 会 代表 もり かずお 森 一生	杜の宮市	アートクラフトマーケット、 手づくりアートクラフトブ ース、素材ブース、フー ドブース、体験ブース等	4月26日(日)	真清田神社境 内およびその 周辺	無料	(6)
83	一宮音楽家協会 副会長 こじま きちこ 小島 祥子	第33回一宮音楽家 協会サロンコンサ ート	歌とピアノの演奏会	5月17日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(3) (6)
84	ペップダンススタジ オ 代表 なかじま まゆみ 中島 舞美	第3回 ペップダン ススタジオ発表会	ダンスの発表会	8月23日(日)	名古屋文理大 学文化フォー ラム 大ホー ル	有料 1,000円	(6)
85	かやの木芸術舞踊 学園 学園長 きはら はじめ 木原 創	かやの木芸術舞踊 学園 第45回発表 会	モダンバレエの発表会	6月7日(日)	小牧市市民会 館	無料	(6)
86	一宮書道連盟 会長 かわら へきとう 川浦 碧寿	おりもの感謝祭一宮 七夕まつり 第43回学生書道展 第22回選抜作品展	書作品の展示	7月11日(土) ～ 7月12日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)
87	ラボ・あらかわパー ティ デューター あらかわ あけみ 荒川 明美	イースターフェス タ！～歌って踊っ てからだで英語を 楽しもう！～	英語の歌や絵本の読み 聞かせ、ゲームなど	4月25日(土)	138タワーパ ーク 野外ス テージ	無料	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
88	いちのみや大学 事務局長 <small>ひのきねえ 日野 紹枝</small>	いちのみや大学 歴史講座 <small>3月・5月・7月</small>	元北方中学校校長田中豊 氏による連続歴史講座	3月28日(土) 5月10日(日) 7月11日(土)	ビル	有料 500円	(6)
89	千秋“桜守ワーク” の会 代表 <small>かわとよしみ 坂本 吉三</small>	桜守ワーク	愛知県一宮総合運動場内 の清掃活動	3月22日(日)	愛知県一宮総 合運動場	無料	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
48	一宮市家庭婦人バレー・ボール連絡協議会 会長 浅井恵子	健康と体力づくり第41回ママさんバレー・ボール大会	市内在住の家庭婦人を対象に、定期リーグ戦による家庭婦人バレー・ボール大会	5月10日(日)・17日(日)	産業体育館 神山小学校	1チーム 2,000円	(3) (6)
49	愛知県一宮総合運動場 場長 永井成人 (主催)	第23回愛知県一宮総合運動場早起き軟式野球大会	予選は6チームによるブロック別リーグ戦、各ブロック1位4チームによる決勝トーナメント戦	4月5日(日)から毎週日曜日	愛知県一宮総合運動場野球場	1チーム 20,000円	(4) (6)
50	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 理事長 いとうかつひろ 伊藤克博	第33回愛知県一宮総合運動場選抜ゲートボール大会	一宮ゲートボール協会選抜36チームで3チームによる予選リーグ、リーグ戦1位チームによる決勝トーナメント戦	4月10日(金)	愛知県一宮総合運動場ゲートボール場	1チーム 1,500円	(4) (6)
51	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 理事長 いとうかつひろ 伊藤克博	家族の絆づくり事業「家族そろってスナッグゴルフ体験」	世代を問はず楽しめるスナッグゴルフを家族で体験し、特設コースで家族対抗ペアマッチを行う。	5月23日(土)	愛知県一宮総合運動場陸上競技場	無料	(4) (6)
52	一宮ソフトテニス協会 理事長 ほんだみねお 本田峰雄 (主催) 愛知県ソフトテニス連盟一宮支部	第25回西尾張ジュニアソフトテニス研修大会	3ペアで1チームを編成、予選リーグ後、決勝トーナメント	3月25日(水)	一宮市テニス場	1チーム 3,000円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
53	一宮市卓球協会 会長 梅原一晃 <small>うめはらかずあき</small>	一宮市卓球講習会	一宮市内及び近郊の各小学・中学・高校生に対する講習会	3月8日（日）	一宮市尾西スポーツセンター	1人300円	(3) (6)
54	一宮市ローラー＆インライスケート協会 代表 清水克敏 <small>しみずかつとし</small>	第13回一宮市民ローラー＆インライスケート大会	小学生以上の男女を対象とし、スピード競技で実施	5月10日（日）	江南市蘇南公園ローラースケート場	無料	(6)
55	ウッド・ワンソフトバレーボールクラブ 代表 一木励子 <small>いちきれいこ</small>	ウッド・ワン20周年記念全国ソフトバレーボール交流大会一宮七夕フェスティバル	①60歳以上のトリム、②合計180歳以上のトリムの部門別序選リーグ戦、同順位による順位決定リーグ戦	7月25日（土）～26日（日）	一宮市木曾川体育館	1チーム 5,000円	(6)
56	特定非営利活動法人 大心館 理事長 竹畠友二 <small>たけはたともじ</small>	一宮市少年少女空手道大会	幼稚園・保育園、小中学生、高校生、大学生、一般を対象に学年、年齢、男女別にクラス分けをし、個人戦のトーナメント方式。	7月5日（日）	一宮市総合体育館	1人 5,000円	(4) (6)
57	愛知県一宮総合運動場 場長 永井成人 <small>ながいしげと</small>	平成27年度愛知県一宮総合運動場春季・秋季テニス教室	一般（18歳以上、高校生を除く）対象に全10回開催（硬式テニス）定員各季20名	春季4月6日（月）～5月11日（月）、秋季10月5日（月）～11月9日（月）の毎週月・金曜日	愛知県一宮総合運動場庭球場	1人 7,000円	(4) (6)
58	（主催） 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	平成27年度愛知県一宮総合運動場春季・秋季ジュニアテニス教室	小学生を対象に全10回開催（硬式テニス）定員各季20名	春季4月4日（土）～5月10日（日）、秋季10月3日（土）～11月1日（日）の毎週土・日曜日	愛知県一宮総合運動場庭球場	1人 6,000円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
59		平成27年度愛知県一宮総合運動場春季・秋季ジュニアソフトテニス教室	小学生を対象に全10回開催 (ソフトテニス) 定員各季20名	春季4月4日(土) ~5月10日(日)、 秋季10月3日(土)~11月1日(日)の毎週土・日曜日	愛知県一宮総合運動場庭球場	1人 6,000円	(4)
60	愛知県一宮総合運動場 場長 永井成人 (主催)	平成27年度愛知県一宮総合運動場春季・秋季気功あおぞら教室	一般(18歳以上、高校生を除く)対象に全8回開催 定員各季15名	春季4月9日(木) ~6月18日(木)、 秋季9月3日(木)~11月12日(木)の毎週木曜日	愛知県一宮総合運動場会議室	1人 8,000円	(4) (6)
61	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財团	平成27年度愛知県一宮総合運動場春季・秋季はじめてのヨガ教室	一般(18歳以上、高校生を除く)対象に全8回開催 定員各季10名	春季4月5日(日) ~6月21日(日)、 秋季9月6日(日)~11月15日(日)の毎週日曜日	愛知県一宮総合運動場会議室	1人 8,000円	(4)
62		平成27年度愛知県一宮総合運動場ちびっこ水泳教室	小学生を対象とし、水泳に親しむことにより、基本的な泳法を身につけ、愛好者を増やし、かつ体力の向上を図る。	A・B:7月20日(祝・月)~24日(金)、C・D:7月27日(月)~31日(金)	愛知県一宮総合運動場 水泳施設(屋外プール)	1人 3,500円	(4) (6)